

「市社協」と「地区社協」との違い

みなさんが暮らしている地域がもっともっと住みよくなるために、みんなで協働して取り組むことについては「市社協」も「地区社協」も同じです。

地区社協は、福祉コミュニティづくりに欠かせない市民互助組織であり、法人格をもつ**市社協**と協働して地域福祉をすすめています。

| | 市社協 | 地区社協 |
|------------------|--|--|
| 性 格 | <p>社会福祉法に位置づけられた民間団体 市区町村の社協は民間団体ですが、社会福祉法という法律のなかで地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。</p> | <p>福祉推進の自主組織 法的な位置づけはありませんが、住民の自主組織です。 市内では 12 地区において地区社協が設置され、市社協は活動の支援を行なっています。</p> |
| 対 象 地 域 | <p>市域全体 市全体を視野に入れ、幅広い地域を対象にしています。</p> | <p>地区（行政区等） 行政区内を範囲、いわば日常生活圏域の地域を対象にしています。</p> |
| 取 り 組 み | <p>福祉コミュニティ社会づくり 1 地区では解決できない全市的な福祉課題・ニーズへの取り組み、又、市全体で住みよい街づくりを実現するためのボランティア養成、地区社協支援など地域福祉や生活支援の介護事業などに取り組んでいます。</p> | <p>住民互助活動の取り組み それぞれの地域で課題となっていることに対して、住民の助け合いによって解決できるように取り組みをされています。</p> |
| 組 織 構 成 | <p>社会福祉関係の事業者・活動者 ① 社会福祉を目的とする事業を営業者 ② 社会福祉に関する活動を行う者 ③ 社会福祉事業または更生保護事業を営業者で構成。</p> | <p>地域に密着した団体・個人 地域福祉活動に賛同する団体・個人（自治会・民生委員児童委員・福祉協力員・老人クラブ・ボランティア・女性会など地域の生活圏にある個人や団体など）</p> |
| 運 営 財 源 | <p>公費補助、会費、寄付金、事業収入等</p> <p>「社協」の主な財源は、公費補助、みなさまからの会費、共同募金配分金、寄付金や事業収入です。</p> | <p>助成金、補助金、会費、寄付金等</p> |